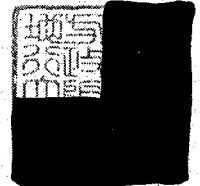


大病財第 11 号
平成 29 年 11 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

地方独立行政法人大阪市民病院機構
理事長 瀧藤 伸英



出資等に係る不要財産の納付について

地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項及び同法施行令第 7 条第 1 項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

- 1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容別表のとおり
- 2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
住吉市民病院の閉院に伴い、既存の施設が不要となるため
- 3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額別表のとおり
- 4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容別表のとおり
- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期
平成 30 年 4 月予定
- 6 その他必要な事項
なし

別表

資産の種類別	地番・施設名等		面積 (㎡)	取得の日における帳簿価額 (円)	申請の日における帳簿価額 (円)	納付の日における帳簿価額 (円)	取得に係る出資の額 (円)	取得に係る支出の額 (円)	
土地	大阪市住之江区東加賀屋一丁目9番1		15,730.36	2,831,500,000	2,831,500,000	2,831,500,000	4,099,478	—	
建物・構築物	大阪市立 住吉市民病院	病院 (機械室等附属施設を含む)	設立団体出資	11,397.18	421,336,672	71,758,243	190	0	—
			設立団体支出		80,441,000	15,670,152	2	—	80,441,000
		事務所(1)・倉庫(1)		2,487.05	81,380,502	14,170,017	19	0	—
		事務所(2)		385.28	12,440,000	1,554,999	5	0	—
		事務所(3)		211.70	4,200,000	524,999	5	0	—
		倉庫(2)		1,183.80	17,311,056	3,135,461	18	0	—
		倉庫(3)		156.66	5,903,333	953,142	1	0	—
		倉庫(4)		66.10	1,300,000	162,500	1	0	—

(注1) 資産はすべて現物出資である。ただし、建物(病院)の一部は法人設立後(平成27年度)に設立団体の支出により改良を施している。

(注2) 建物の面積は延べ床面積である。

(注3) 取得に係る出資の額は次の算式による。

$$\text{納付の日における帳簿価額} \times \frac{\text{設立団体から法人への出資総額 (100,000,000円)}}{\text{法人設立日における法人資産総額 (69,069,763,725円)}}$$

大阪市立住吉市民病院敷地見取図

